



一般廃棄物収集運搬業許可証

浅川町許可第13号
令和6年7月18日

須賀川市狸森字北向110
株式会社熊田商店
代表取締役 熊田 善友 様

浅川町 長



令和6年7月10日 付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、浅川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に基づき、次の条件を付して許可する。

1 廃棄物の種類	一般廃棄物（可燃物、不燃物）
2 許可する区域	浅川町全域
3 許可する期間	令和6年8月1日 から 令和8年7月31日 まで
4 その他	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則及び浅川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則、並びに浅川町一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請等取扱い要綱に定める事項を厳守すること。 イ 石川地方生活環境施設組合を利用する際は、その指示に従うこと。なお、搬入の際には分別を良くし、有害となる物資のごみは搬入しないこと。また、再資源化を図り、ごみの減量化に努めること。 ウ 年度毎の浅川町における業務量を毎年4月30日までに浅川町長に報告すること。
5 許可事項の変更状況	